

## § 7 小規模受水槽水道等監視指導事業

水道法の規制を受けない小規模な受水槽や複数戸で用いている井戸については、水質や施設管理等の問題が指摘されており、不適切な管理が原因となって利用者の健康を害するおそれがあるため、平成7年10月1日「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を施行し、一部に簡易専用水道と同様に管理状況検査の受検を規定する等、自主管理の徹底を図り、衛生確保に努めた。

表241 対象施設

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
小規模水道		11	-	1	-	3	1	2	4
小規模受水槽水道		2,356	548	327	422	362	186	321	190
用途別	共同住宅	1,153	168	161	222	206	118	174	104
	事務所	190	102	17	25	21	6	7	12
	店舗	86	21	8	12	14	11	12	8
	学校	31	11	2	1	7	-	6	4
	工場	39	15	1	4	14	-	2	3
	病院	17	3	6	2	4	1	1	-
	旅館	27	15	4	7	-	-	-	1
	興行場	4	4	-	-	-	-	-	-
	寮	102	14	14	27	19	3	19	6
	集会用場	2	-	-	2	-	-	-	-
併用	537	118	108	118	50	27	85	31	
その他	168	77	6	2	27	20	15	21	
容量別	0トン超8トン以下	1,869	440	280	327	287	129	263	143
	8トン超10トン以下	487	108	47	95	75	57	58	47
飲用井戸（水道未布設）		11	-	-	1	2	1	4	3
災害時協力井戸 （一部再掲）	（飲料水供給施設）	10	-	-	-	3	1	3	3
	（生活用水供給施設）	291	4	9	9	45	49	124	51

資料：生活衛生課

表242 検査・指導

	検査指導 延件数	施設検査数 （再掲）	施設検査結果（内訳）				指導票 交付数	
			良好	一部改善	要改善	その他		
総数	826	372	282	57	5	28	4	
小規模水道	71	41	38	2	1	-	-	
小規模受水槽水道	755	331	244	55	4	28	4	
用途別	共同住宅	290	105	82	10	1	12	1
	事務所	50	15	13	-	-	2	-
	店舗	120	94	75	15	3	1	1
	学校	28	2	2	-	-	-	-
	工場	11	3	2	1	-	-	-
	病院	11	2	-	2	-	-	-
	旅館	15	9	6	3	-	-	-
	興行場	1	1	-	-	-	1	-
	寮	36	9	5	3	-	1	1
	集会用場	1	1	1	-	-	-	-
併用	133	72	44	18	-	10	1	
その他	59	18	14	3	-	1	-	
容量別	0トン超8トン以下	601	285	219	44	1	21	-
	8トン超10トン以下	154	46	25	11	3	7	-

注）施設検査結果（内訳）のその他は、全ての検査項目を検査できず、判定不能であった施設等を計上。

資料：生活衛生課